

特別調整通学区域の設定について

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから横浜市教育行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、現在お住まいの地域は、瀬谷中学校の通学区域に指定されておりますが、瀬谷中学校は、令和10年夏頃に神奈川県立瀬谷西高等学校跡地（住所：中屋敷二丁目2番地5）に移転建替えを行います。

移転に伴い、通学距離が長くなる「瀬谷駅以南（瀬谷二丁目の一部及び瀬谷三～六丁目）」を中心に通学区域の見直しを検討してまいりました。

こちらの地域を対象に、瀬谷中学校（指定校）及び下瀬谷中学校（受入校）のいずれかを選択できる「特別調整通学区域（※）」に設定することについて、令和7年4月30日までご意見の募集を行いました。

寄せられたご意見等を踏まえつつ、このたび、次のとおり「特別調整通学区域（※）を設定することとしたしました。

※特別調整通学区域 ⇒ 設定区域のお子様が就学・入学される際に指定校と受入校のいずれかを選択することができる制度です。選択をする際のご案内については、区役所から希望校調査票がご自宅に郵送されます。（転入される方は、区役所の転入手続き時にご案内されます。）

1 対象の区域（区域図は裏面をご覧ください）

（1）瀬谷小学校学区のうち相鉄線以南の地域

瀬谷二丁目1番地から7番地まで、12番地から29番地の4まで、29番地の7、29番地の8、30番地の7、30番地の8、30番地の10、30番地の13、49番地から52番地まで

瀬谷三丁目、四丁目

（2）大門小学校学区のうち相鉄線以南の地域

瀬谷五丁目、六丁目

2 通学する小・中学校

	現状	特別調整通学区域 設定後
小 学 校		変更なし
中 学 校	瀬谷中学校	 瀬谷中学校(指定校) 下瀬谷中学校(受入校)

3 設定期限

令和7年11月（予定）

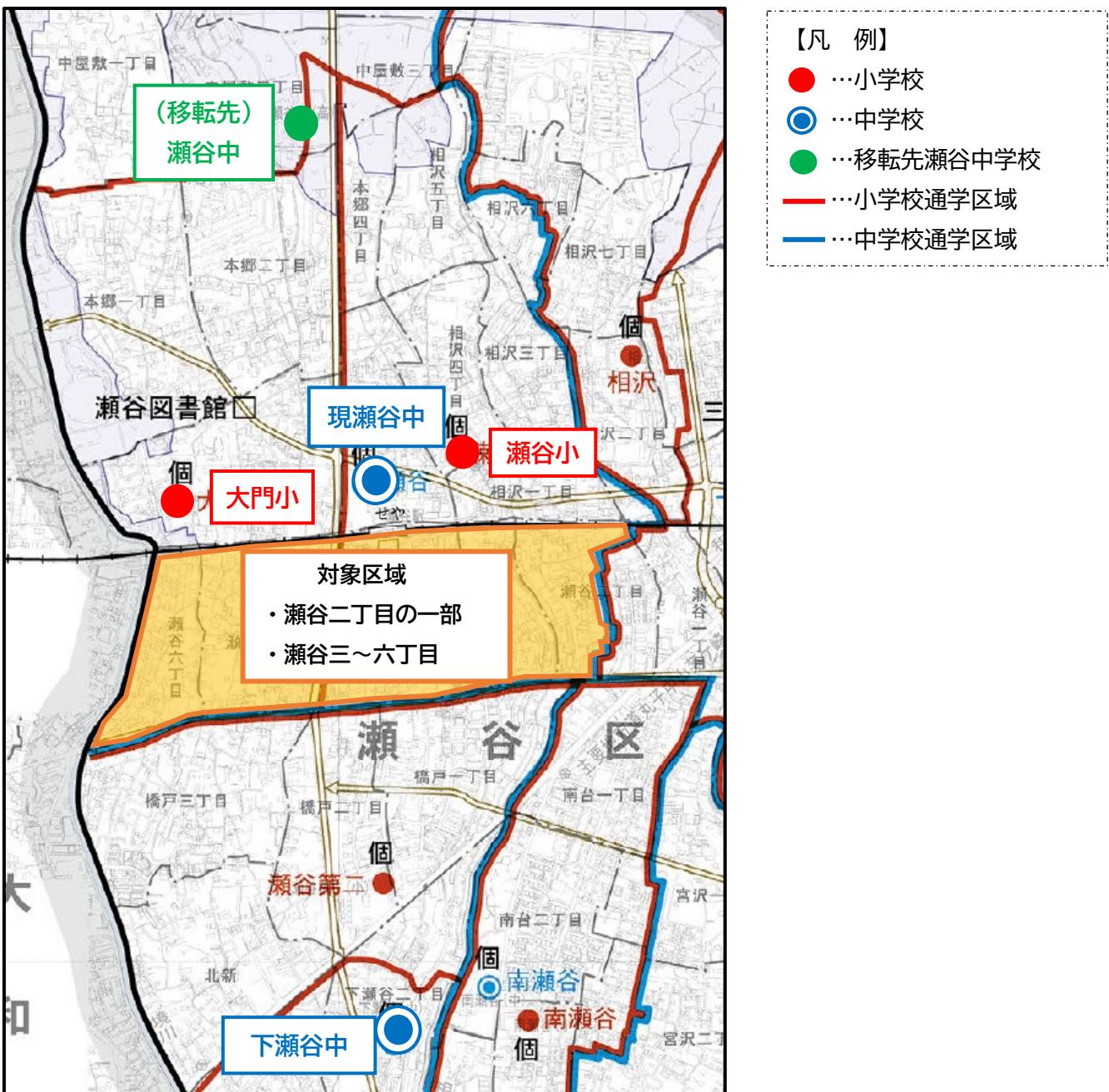
4 適用対象となる方

（1）令和8年4月以降に入学となる新中学1年生

※令和10年度に中学3年生となる生徒は、中学校入学時（令和8年度）に中学校を選択可能です。

（2）設定時期以降に対象区域に転入された中学生

【特別調整通学区域の対象区域】(位置図)



【参考】

令和7年4月30日までにお寄せいただいたご意見について、本市の考え方と併せて横浜市ホームページに掲載しております。

<市HP・URL>

<二次元コード>

https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/gakko/seya_jhs_tatekae/tokuchou.html



【お問合せ先】

横浜市教育委員会事務局 教育環境整備部 学校計画課

電話：045-671-3252 FAX：045-651-1417 E-mail：ky-keikaku@city.yokohama.lg.jp